

茨城県土木部建設コンサルタント業務検査要領

土木部検査指導課

(令和8年4月)

茨城県土木部建設コンサルタント業務検査要領

(目的)

第1条 この要領は、土木部が所管する建設コンサルタント業務（以下「委託業務」という。）の検査について、茨城県財務規則（平成15年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）、茨城県建設コンサルタント業務執行規則（平成8年茨城県規則第19号。以下「執行規則」という。）及び茨城県建設工事施工等の手続き及び監督規程（平成8年茨城県訓令第23号。以下「監督規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、財務規則、執行規則及び監督規程に定めるところによる。

(検査の種類)

第3条 この要領において「検査」とは、完了検査及び部分引渡検査をいい、各検査の定義はそれぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 完了検査 受注者から業務完了通知書、納品書及び成果物の提出を受けて、契約図書に基づいて委託業務の完了を確認するために行う検査をいう。

(2) 部分引渡検査

ア 指定部分に係る検査 契約図書において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）について、受注者から部分引渡完了通知書（執行規則別表様式第6号を準用）の提出を受けて、指定部分の完了を確認するために行う検査をいう。

イ 引渡部分に係る検査 成果物の一部が完了し、かつ、可分なものであるとき、当該部分について、受注者から部分引渡完了通知書（執行規則別表様式第6号を準用）の提出を受けて、引渡部分の完了を確認するために行う検査をいう。

(検査員)

第4条 この要領において「検査員」とは、本庁検査員、土木事務所検査員、工事事務所検査員、下水道事務所検査員及び事務所検査員をいい、各検査員の定義はそれぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 本庁検査員 検査指導課検査監、検査指導課の兼務を命じられた本庁の検査監及び検査監以外の職員（以下「検査指導課兼務検査員」という。）、検査指導課長、土木主管課長又は建築主管課長から委託業務の検査を命じられた職員をいう。

また、検査指導課兼務検査員のうち、各々の職種に応じて、土木主管課の電気及び機械設備に係る委託業務の検査を命じられた営繕課、住宅課及び下水道課の職員を「設備検査員」という。

(2) 土木事務所検査員 土木事務所検査監及び土木事務所長から専ら委託業務の検査を命じられた職員をいう。

- (3) 工事事務所検査員 工事事務所検査監及び工事事務所長から専ら委託業務の検査を命じられた職員をいう。
- (4) 下水道事務所検査員 下水道事務所検査監、検査指導課兼務検査員及び下水道事務所長から電気及び機械設備に係る委託業務の検査を命じられた下水道事務所の職員をいう。
- (5) 事務所検査員 所長から委託業務の検査を命じられた職員をいう。

(土木主管課委託業務の検査事務の分掌)

第5条 検査のうち土木主管課の委託業務に係るものについては、次の各号に定める検査員が当該各号に定める検査を行うものとする。

- (1) 本庁検査員 本庁委託事務の完了検査及び部分引渡検査
 - ア 検査指導課検査監、検査指導課兼務検査員及び検査指導課長から検査を命じられた職員 1件の金額が3千万円以上の完了検査及び部分引渡検査
 - イ 土木主管課長から検査を命じられた職員 1件の金額が3千万円未満の完了検査及び部分引渡検査
- (2) 土木事務所検査員 委任委託事務のうち1件の金額が5百万円以上の完了検査及び部分引渡検査
- (3) 工事事務所検査員 委任委託事務のうち1件の金額が5百万円以上の完了検査及び部分引渡検査
- (4) 下水道事務所検査員 電気及び機械設備に係る委任委託事務のうち1件の金額が5百万円以上の完了検査及び部分引渡検査
- (5) 事務所検査員 委任委託事務のうち1件の金額が5百万円未満の完了検査及び部分引渡検査

(建築主管課委託業務の検査事務の分掌)

第6条 検査のうち建築主管課の委託業務に係るものについては、次の各号に定める検査員が当該各号に定める検査を行うものとする。

- (1) 検査指導課検査監、検査指導課兼務検査員及び検査指導課長から検査を命じられた職員 1件の金額が1千5百万円以上の完了検査及び部分引渡検査
- (2) 建築主管課長から検査を命じられた職員 1件の金額が1千5百万円未満の完了検査及び部分引渡検査

(検査員の構成)

第7条 検査は、別表1に定めるところにより構成される検査員が行うものとする。

(土木事務所検査員の派遣)

第8条 土木職検査監が所属していない事(工)務所長(港湾事務所長、下水道事務所長を除く)は、電気及び機械設備に係る委託業務、補償コンサルタント業務以外の委託業務のうち、1件の金額が5百万円以上の完了検査又は部分引渡検査を行う場合は、事(工)務所の所在地を管轄する土木事務所長に土木事務所検査員の派遣を依頼するものとする。

港湾事務所長は、電気及び機械設備に係る委託業務、補償コンサルタント業務以外の委託業務のうち、1件の金額が5百万円以上の完了検査、部分引渡検査を行う場合は、事務所及び事業所の所在地を管轄する土木事務所長に土木事務所検査員の派遣を依頼するものとする。

下水道事務所長は、電気及び機械設備に係る委託業務、補償コンサルタント業務以外の委託業務のうち、1件の金額が5百万円以上の完了検査、部分引渡検査を行う場合は、履行場所を管轄する土木事務所長に土木事務所検査員の派遣を依頼するものとする。

- 2 前項の規定による派遣の依頼は、土木事務所検査員派遣依頼書（様式第1号）に委託費執行（変更）概要書（監督規程様式第3号）の写しを添付するものとする。
- 3 土木事務所長は、前項の規定による土木事務所検査員派遣依頼書を収受したときは、所属の土木事務所検査員を派遣しなければならない。

（工事事務所検査員の派遣）

第8条の2 下水道事務所長は、電気及び機械設備に係る委託業務、補償コンサルタント業務以外の委託業務のうち、1件の金額が5百万円以上の完了検査、部分引渡検査を行う場合、履行場所を管轄する工事事務所の内、土木職検査監が複数所属する工事事務所長に、工事事務所検査員の派遣を依頼するものとする。

（下水道事務所検査員の派遣）

第8条の3 事（工）務所長は、電気及び機械設備に係る委託業務のうち、1件の金額が5百万円以上の完了検査又は部分引渡検査を行う場合は、下水道事務所長に下水道事務所検査員の派遣を依頼するものとする。

- 2 前項の規定による派遣の依頼は、下水道事務所検査員派遣依頼書（様式第1号の2）に委託費執行（変更）概要書（監督規程様式第3号）の写しを添付するものとする。
- 3 下水道事務所長は、前項の規定による下水道事務所検査員派遣依頼書を収受したときは、所属の下水道事務所検査員を派遣しなければならない。

（検査）

第9条 検査員は、業務委託の契約図書に定めるところにより、業務が完了したことを確認するための検査を行わなければならない。

（検査結果の復命と通知）

第10条 検査を実施した検査員は、土木主管課業務委託については別表2、建築主管課業務委託については別表3に定めるところにより書類を作成しなければならない。

（修補命令）

第11条 検査員は、検査の結果、成果物が契約図書に適合しないと認めるときは、受注者に修補命令書（様式第3号）により、期限を付して修補を命じなければならない。

- 2 前項の修補事項が重大であるときは、検査員は、主管課長及び所長と協議しなければならない。

(再検査)

- 第12条 検査員は、修補を命じた受注者から修補の措置が完了した旨の報告があったときは、再検査を行うものとする。
- 2 検査員は、再検査の結果を、再検査復命書（様式第4号）により建築主管課長、所長、又は土木主管課長に復命しなければならない。
- 3 検査員は、再検査の結果が合格のときは、別表2、別表3により書類を作成するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日（以下「施行日」）以後に委託契約を締結した業務について適用し、施行日前に委託契約を締結した業務については、なお従前の例による。
- 3 土木主管課の電気・機械設備に係る委託業務、補償関係コンサルタント業務、監理業務及び埋蔵文化財発掘調査については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 施行日以後に委託契約を締結した業務に適用し、施行日前に委託契約を締結した業務については、なお従前の例による。
- 3 補償関係コンサルタント業務及び埋蔵文化財発掘調査については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

1 検 査 員 の 構 成

1 土木主管課の委託業務

① 電気及び機械設備に係る委託業務、補償関係コンサルタント業務を除く

	区 分	完了検査・部分引渡検査
本 庁 委 託 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ・設計業務 (3 千万円以上) 	検査指導課検査監の単数とする。 やむを得ない場合は、本庁の検査指導課兼務検査員の単数で可とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・設計業務 ・測量業務 ・調査業務 ・計画業務 (3 千万円未満)	課長が任命した検査員の単数とする。
委 任 委 託 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ・設計業務 (5 百万円以上～3 千万円未満) ・測量業務 ・調査業務 (5 百万円以上～) ・計画業務 ・監理業務 	(1) 土木事務所の検査 当該土木事務所検査員の単数とする。 (2) 土木事務所以外の事(工)務所の検査 当該事務所を管内とする土木事務所検査員又は工事事務所検査員の単数とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・設計業務 ・測量業務 ・調査業務 ・計画業務 ・監理業務 (5 百万円未満)	当該事務所の事務所検査員の単数とする。

注) 区分欄の金額は、委託に付する額である。

② 電気及び機械設備に係る委託業務

	区 分	完了検査・部分引渡検査
本庁委託業務	・設計業務 (3千万円以上)	設備検査員の単数とする。
	・設計業務 (3千万円未満)	課長が任命した検査員の単数とする。
委任委託業務	<ul style="list-style-type: none"> ・設計業務 (5百万円以上～3千万円未満) ・調査業務 ・計画業務 ・監理業務 (5百万円以上～)	下水道事務所検査員の単数とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・設計業務 ・調査業務 ・計画業務 ・監理業務 (5百万円未満)	当該事務所の事務所検査員の単数とする。

注) 区分欄の金額は、委託に付する額である。

2 建築主管課の委託業務

	区 分	完了検査・部分引渡検査
本庁委託事務	<ul style="list-style-type: none"> ・設計業務 ・測量業務 ・調査業務 ・計画業務 ・監理業務 (1千5百万円以上)	検査指導課検査監の単数とする。 やむを得ない場合は、本庁の検査指導課兼務検査員の単数で可とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・設計業務 ・測量業務 ・調査業務 ・計画業務 ・監理業務 (1千5百万円未満)	課長が任命した検査員の単数とする。

注) 区分欄の金額は、委託に付する額である。

別表2 土木主管課委託業務

検査員が作成する書類と検査結果の通知及び検査結果の復命

	検査員が作成する書類	検査結果の通知 (知事又は所長から受注者に)	検査結果の復命・報告 (検査員から命令権者等に)
完了検査	物品検査調書（茨城県財務規則 様式第 130 号） 委託業務完了検査結果復命書 部分引渡（様式第 2 号その 1） 報告書 （様式第 2 号その 2）	委託業務完了検査結果通知書 （監督規程 様式第 56 号） (1) 本庁委託業務は、知事から受注者に (2) 委任委託業務は、所長から受注者に	(1) 本庁委託業務 ア 3 千万円以上 ・様式第 130 号を検査指導課長に ・様式第 2 号その 1 を検査指導課長に ・様式第 2 号その 2 を所長に イ 3 千万円未満 ・様式第 130 号を土木主管課長に (2) 委任委託業務（電気及び機械設備に係る委託業務、補償関係コンサルタント業務及び監理業務を除く） ア 土木事務所の委託業務は ・様式第 130 号を所長に イ 土木事務所以外の事(工)務所の委託業務は a 5 百万円以上の委託業務は ・様式第 130 号を所長に ・様式第 2 号その 1 を所長に ・様式第 2 号その 2 を派遣された土木事務所検査監(員)が在籍する土木事務所長に b 5 百万円未満の委託業務は ・様式第 130 号を所長に (3) 委任委託業務（電気及び機械設備に係る委託業務） ア 下水道事務所の委託業務は ・様式第 130 号を所長に ただし、検査員が他の下水道事務所に在籍する場合は ・様式第 2 号その 1 を所長に
部分引渡検査	物品検査調書（茨城県財務規則 様式第 130 号を準用） ※調書には、部分引渡検査である旨を記載すること。 委託業務完了検査結果復命書 部分引渡（様式第 2 号その 1 を準用） 報告書 （様式第 2 号その 2 を準用）	委託業務完了検査結果通知書 （監督規程 様式第 56 号を準用） (1) 本庁委託業務は、知事から受注者に (2) 委任委託業務は、所長から受注者に	

			<ul style="list-style-type: none"> ・様式第 2 号その 2 を派遣された検査監(員)が在籍する事務所の所長に イ 下水道事務以外の事(工)務所の委託業務 <ul style="list-style-type: none"> a 5 百万円以上の委託業務は <ul style="list-style-type: none"> ・様式第 130 号を所長に ・様式第 2 号その 1 を所長に ・様式第 2 号その 2 を派遣された検査監(員)が在籍する事務所の所長に b 5 百万円未満の委託業務は <ul style="list-style-type: none"> ・様式第 130 号を所長に <p>※ 部分引渡検査の場合は、完了検査を準用する。</p>
--	--	--	---

別表3 建築主管課委託業務

検査員が作成する書類と検査結果の通知及び検査結果の復命

	検査員が作成する書類	検査結果の通知 (知事又は所長から受注者に)	検査結果の復命・報告 (検査員から命令権者等に)
完了検査	物品検査調書(茨城県財務規則 様式第130号) 委託業務完了検査結果復命書 部分引渡 (様式第2号その1) 報告書 (様式第2号その2)	委託業務完了検査結果通知書 (監督規程 様式第56号)	1千5百万円以上 様式第130号を検査指導課長に 様式第2号その1を検査指導課長に 様式第2号その2を建築主管課長に 1千5百万円未満 様式第130号を建築主管課長に
部分引渡検査	物品検査調書(茨城県財務規則 様式第130号を準用) ※調書には、部分引渡検査である旨を記載すること。 委託業務完了検査結果復命書 部分引渡 (様式第2号その1を準用) 報告書 (様式第2号その2を準用)	委託業務完了検査結果通知書 (監督規程 様式第56号を準用)	※ 部分引渡検査の場合は、完了検査を準用する。

土木事務所検査員派遣依頼書

年 月 日			
_____ 土木事務所長 殿 _____ 所 長			
土木部建設コンサルタント業務検査要領第 8 条第 1 項の規定により下記の委託業務の 完了 検査のため、貴土木事務所検査員の派遣を依頼します。 部分引渡			
業務番号 業務名	履行期間 ----- 業務委託料 (委託に付する額)	監督員 所属，職氏名	検査希望日等 ----- ※派遣検査員(土木事務所で記入)
第 - - - - 号	年 月 日 ~ 年 月 日 ----- 円 (円)		検査希望日： 月 日 ----- ※(派遣検査員名)
第 - - - - 号	年 月 日 ~ 年 月 日 ----- 円 (円)		検査希望日： 月 日 ----- ※(派遣検査員名)
第 - - - - 号	年 月 日 ~ 年 月 日 ----- 円 (円)		検査希望日： 月 日 ----- ※(派遣検査員名)

- 委託費執行(変更)概要書(監督規程様式第 3 号)の写しを添付すること。
- 検査希望日等については事前に協議すること。また、下段の※欄は、依頼を受けた土木事務所が派遣する検査員名を記入すること。

工事事務所検査員派遣通知書

年 月 日			
_____ 工事事務所長 殿 _____ 土木事務所長			
土木部建設コンサルタント業務検査要領第 8 条第 3 項の規定により下記の委託業務の 完了 検査のため、次の工事事務所検査員を派遣することとしましたので通知します。 部分引渡			
業務番号 業務名	履行期間	監督員 所属, 職氏名	検査日等
	業務委託料 (委託に付する額)		派遣検査員
第 - - - 号	年 月 日 ~ 年 月 日		検査日: 月 日
	円 (円)		派遣検査員名
第 - - - 号	年 月 日 ~ 年 月 日		検査日: 月 日
	円 (円)		派遣検査員名
第 - - - 号	年 月 日 ~ 年 月 日		検査希望日: 月 日
	円 (円)		派遣検査員名

・委託費執行(変更)概要書(監督規程様式第 3 号)の写しを添付すること。

下水道事務所検査員派遣依頼書

年 月 日			
下水道事務所長 殿 <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> 所 長			
土木部建設コンサルタント業務検査要領第 8 条の 2 第 1 項の規定により下記の委託業務の 完 了 検査のため、貴下水道事務所検査員の派遣を依頼します。 部分引渡			
業務番号 業務名	履行期間 ----- 業務委託料 (委託に付する額)	監督員 所属，職氏名	検査希望日等 ----- ※派遣検査員 (下水道事務所にて記入)
第 - - - - 号	年 月 日 ~ 年 月 日 ----- 円 (円)		検査希望日： 月 日 ----- ※(派遣検査員名)
第 - - - - 号	年 月 日 ~ 年 月 日 ----- 円 (円)		検査希望日： 月 日 ----- ※(派遣検査員名)
第 - - - - 号	年 月 日 ~ 年 月 日 ----- 円 (円)		検査希望日： 月 日 ----- ※(派遣検査員名)

- ・委託費執行（変更）概要書（監督規程様式第 3 号）の写しを添付すること。
- ・検査希望日等については事前に協議すること。また、下段の※欄は、依頼を受けた下水道事務所
が派遣する検査員名を記入すること。

委託業務 完了 検査復命書
部分引渡

年 月 日					
殿					
検査員職氏名					
年 月 日に実施した 完了 部分引渡 検査の結果は、下記のとおりです。					
業務番号及び業務名	第 - - - - 号				
業 務 委 託 料	円				
履 行 期 間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">年 月 日 から</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日 まで</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">日間</td> </tr> </table>	年 月 日 から		年 月 日 まで	日間
年 月 日 から					
年 月 日 まで	日間				
受 注 者					
立 会 人 職 氏 名					
検 査 項 目 及 び 数 量					
検 査 の 結 果	完了検査				
	部分引渡検査				
	合格 ・ 不合格				
	合格 ・ 不合格				
指 示 事 項 等					

・様式第2号その1は、本庁委託事務は検査指導課長に、委任委託事務は検査命令決議により検査員を任命した所長に復命する様式である。

委託業務 完了 検査報告書
部分引渡

年 月 日		
<p style="text-align: center;">殿</p>		
<p>検査員職氏名</p>		
<p>年 月 日に実施した 完了 部分引渡 検査の結果は、下記のとおりです。</p>		
業務番号及び業務名	第 - - - - 号	
業 務 委 託 料	円	
履 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	日間
受 注 者		
立 会 人 職 氏 名		
検 査 項 目 及 び 数 量		
検 査 の 結 果	完了検査	部分引渡検査
	合格 ・ 不合格	合格 ・ 不合格
指 示 事 項 等		

・様式第2号その2は、本庁委託事務は事(工)務所長に、委任委託事務は派遣された検査監(員)が在籍する事務所の所長に報告する様式である。

修 補 命 令 書

年 月 日				
<p style="text-align: center;">_____ 殿</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">検査員職氏名 _____</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">茨城県土木部建設コンサルタント業務検査要領第11条の規定により、 次のとおり修補を命ずる。</p>				
業務番号及び業務名	第 - - - - 号			
業 務 委 託 料	円			
履 行 期 間	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日 から</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">日間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日 まで</td> </tr> </table>	年 月 日 から	日間	年 月 日 まで
年 月 日 から	日間			
年 月 日 まで				
受 注 者				
立 会 人 職 氏 名				
修 補 事 項				
修 補 期 限	年 月 日			
備 考				

再 検 査 復 命 書

年 月 日	
_____ 殿 検査員職氏名 _____	
年 月 日に実施した再検査の結果は、次のとおりです。	
業務番号及び業務名	第 - - - - 号
業 務 委 託 料	円
履 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
受 注 者	日間
立 会 人 職 氏 名	
修 補 命 令 日	年 月 日
修 補 完 了 日	年 月 日
再 検 査 の 結 果	合 格 ・ 不 合 格
備 考	

- ・ 委任委託事務は写しを派遣された検査員が所属する事務所の所長に提出する。
- ・ 本庁委託事務は写しを検査員が建築主管課長、所長又は土木部主管課長に提出する。